

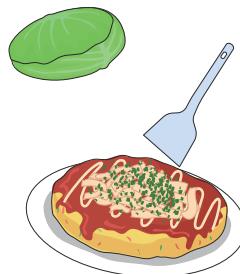


指導者用活用ガイド

～「消費者市民社会」編～

ダウンロード
して使える

パワーポイントデータ・ワークシート・
アレンジして使用できるイラスト集付き





はじめに	1
本書について	2
スライドの内容	4

はじめに

令和4(2022)年4月に、成年年齢が18歳に引き下げられました。成年になると親権者の同意がなくても契約ができることから、特に契約の経験が乏しい18歳、19歳の若者の消費者教育啓発が急務となっています。また、食品ロスなどの問題にもあるように、一人ひとりの日々の消費生活に関する行動が、現在及び将来の世代の社会や地球環境に影響するため、消費者としての主体的な判断や、責任をもった行動が求められています。

このたび、支援学校における消費者教育のさらなる推進のため、「支援学校(高等部)向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』～「消費者市民社会」編～」を作成いたしました。これまで作成した「お金」と「契約」編(令和4年度作成)や「キャッシュレス」編(令和5年度作成)、「SNS」編(令和6年度作成)に続き、日常生活における身近な行動を例に、消費行動において気を付けたいポイントをわかりやすく学習できることを目的として作成しております。

「指導者用活用ガイド」には、「パワーポイントデータ」の効果的な使用方法や、授業を実施するうえで生徒に伝えてほしい内容を掲載しています。また、「パワーポイントデータ」は生徒の理解度に合わせて必要な部分だけお使いいただけます。また、教材に使用したイラストを含む「イラスト集」を作成し、大阪府消費生活センターホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。本教材が府内の支援学校(高等部)における消費者教育の推進や充実の一助となることを願っています。

最後に、本教材の作成にあたりまして順天堂大学の尾高邦生准教授、府教育庁をはじめ関係機関の皆様に多大なご協力を賜りました。心より感謝申し上げます。

大阪府消費生活センター

教材の特徴

「消費者市民社会」とは消費者一人ひとりが自分だけでなく、周囲の人々や将来の世代、社会経済情勢や地球環境のことなどを考えて生活し、社会の発展や改善に積極的に参画する社会をいいます。生徒の皆さんに「消費者市民社会」を理解してもらえるよう、本教材を作成いたしました。

生徒の身近な場面を例に、よりよい社会を目指した消費者の具体的な行動（食品ロスを減らす、自分の意見をもつ、自分の意見を伝える、困ったときは相談する）などについて学ぶことができる学習内容となっておりますので、ご活用ください。

本教材は①パワーポイントデータ、②ワークシート、③指導者用活用ガイド（本書）、④イラスト集で構成されています。パワーポイントデータやワークシートは、学校や生徒の学習進度等にあわせてデータを適宜編集、カスタマイズすることができます。スライド中のテキストやイラストにアニメーション機能を設定し、パワーポイントのノート部分には生徒に伝えいただきたい内容をシナリオ形式で記載していますので、より活用しやすくなっています。また、すべての漢字とアルファベットにルビを振り、UDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用することで、より多くの人にわかりやすい教材となるよう工夫しました。本書3ページ以降の「スライドの内容」に、「ひとことアドバイス」や関連するウェブサイトの二次元コードを掲載していますので、参考にしていただければ幸いです。

イラスト集は、さまざまなシーンのイラストを掲載しています。消費者教育の授業等で独自の教材を作成される際に、ぜひご活用ください。



教材紹介

本教材は、①パワーポイントデータ、②ワークシート、③指導者用活用ガイド(本書)、④イラスト集で構成されています。大阪府消費生活センターのホームページに①～④の各種データを掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。



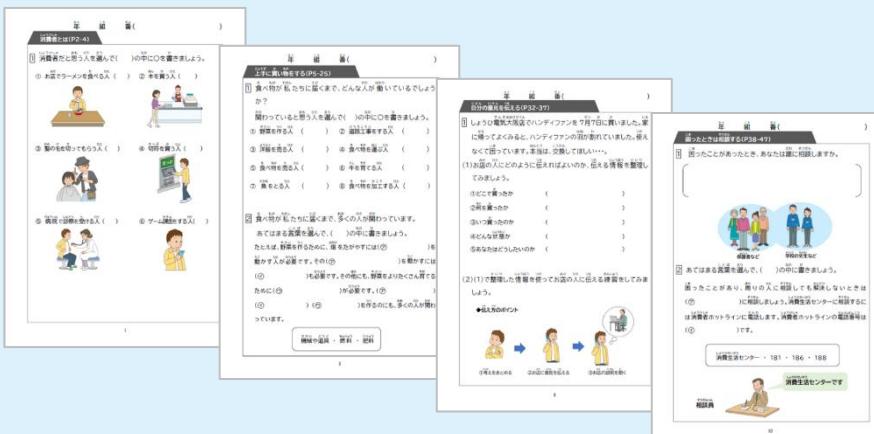
①パワーポイントデータ

授業でそのまま使うことができるパワーポイント教材です。ノート部分には、教員から伝えていただきたい内容をシナリオ形式で入れています。また、関連するスライドをセクションごとに区切っています。



②ワークシート

パワーポイント教材に合わせて、ワークシートを作成しました。生徒の理解度によって、アレンジすることもできます。



③指導者用活用ガイド(本書)

パワーポイントデータを使って授業をする際のポイントや、消費者教育教材のURLを掲載しています。



④イラスト集

消費生活に関するイラストをテーマごとに掲載しています。



消費生活に関するイラスト.zip

スライドの内容

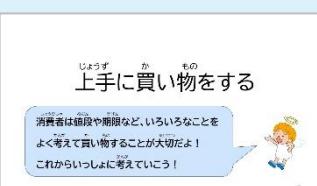
◇消費者とは

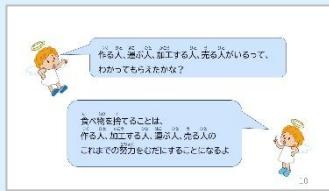
ワークシート「消費者とは P1」

学習内容・活動	指導上の留意点
  <p>・「消費者」とはどういう人かを考える。</p> <p>・「消費者」とは誰のことを指すかを考える。</p> <p>・自分が「消費者」であることを理解する。</p> <p>・保護者や学校の先生も「消費者」であることを理解する。</p>	<p>・お金を払って商品を買ったり、サービスを受けたりする人が「消費者」であることを理解させる。</p> <p>ひとことアドバイス 「消費者」は聞きなれない言葉で、生徒にとっては難しく聞こえるかもしれません、「生活のためにお金を使う人」であることを伝えてください。</p> <p>プラス 商品やサービスを買って、使うことを「消費」と言い、消費する個人を「消費者」と言います。事業者が事業を行うために商品やサービスを利用する場合は、消費者とは言いません。</p>

◇上手に買い物をする

ワークシート「上手に買い物をする P2-6」

学習内容・活動	指導上の留意点
   <p>・上手に買い物をするということはどういうことなのか、食べ物を介して理解を深める。</p> <p>・日常生活で、食べ物を残すことがあるか、食べ物が残った場合、どのような行動をとっているのか、例えば、捨てたことがあるか、なぜ捨てたのかなど、意見を出す。</p> <p>・自分たちが食べるまでにどのような過程があるか、意見を出し合う。</p>	<p>・なぜ食べ物を捨てることが「もったいない」のかを考えさせる。</p> <p>・残した食べ物をどうしているか、捨てているのか、捨てたとしたら、なぜ捨てたのか、具体的に意見を出させる。</p> <p>・食べ物が私たちの手元に届くまでには、食べ物を作る人、作った食べ物を運ぶ人、運ばれてきた食べ物を売る人、食べ物を調理や料理する人などがかかわっていることを理解させる。その他にも、食べ物を作るには肥料が必要なこと、運ぶには燃料が必要なこと、料理をするには調味料が必要なことなど、さまざまな人たちがかかわっていることを理解させる。</p>



商品を選ぶ際に、価格や品質だけではなく、その商品がどこで誰によって作られたのか、どのような影響を環境や社会に与えるのかを考え、人や社会、地域、環境、動物福祉に配慮した「思いやり」のある消費行動のことを「エシカル消費」と言います。

・なぜ「食品ロス」が出るのかを考えさせる。



消費者庁
「エシカル消費とは」



・「食品ロス」について考える。



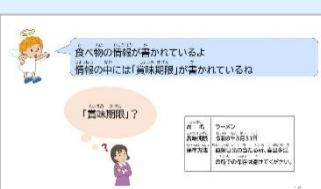
・「食品ロス」をしないために自分にできることを考えさせる。



日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ物、いわゆる「食品ロス」は464万トン(農林水産省及び環境省令和5(2023)年度推計)です。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(令和5(2023)年で年間370万トン)の約1.3倍に相当します。
(消費者庁「食品ロスについて知る・学ぶ」)



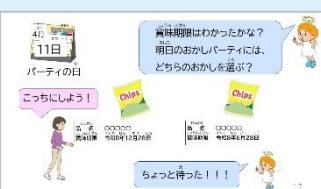
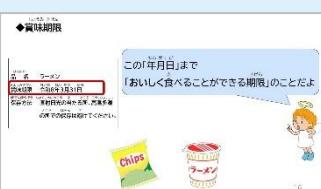
政府広報オンライン
「食品ロスを減らそう！
今日からできる家庭での取組」



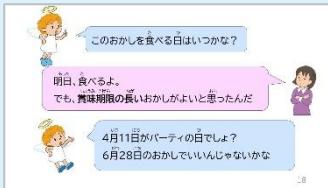
・「賞味期限」を理解する。

・「賞味期限」が過ぎた食べ物は販売店などで廃棄されることを知る。

・買い物をするときに、いつ食べるかを意識しながら「賞味期限」を確認する必要があることを理解する。

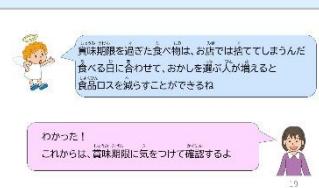


・売られている食べ物のほとんどには、その食べ物の情報が書かれており、「賞味期限」も書かれていることに気づかせる。

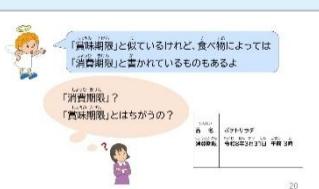


賞味期限とは、未開封のままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「おいしく食べることができる期限」のことです。

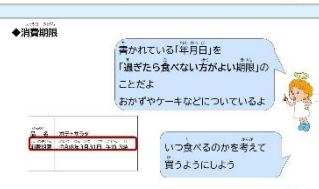
スナック菓子、カップ麺、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限が表示されている食品に比べ、傷みにくい食品に表示されています。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありませんが、賞味期限が過ぎた食品は、「食べられるかを大人の人に相談しましよう」と伝えてください。また、作ってから3ヶ月以上もつものは「年月」で表示することもあります。



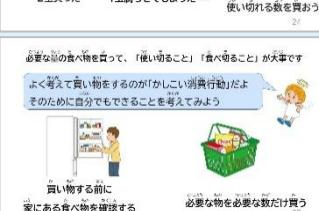
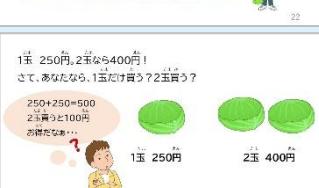
・食べ物を無駄にしないためには、「食べる日を考えて買う」「買いすぎない」ことが重要であることを知る。



・「消費期限」を理解する。



・食べ物の使い道を考えながら買う、献立を考えながら買うなど、買いすぎないためにできることを考える。



必要な量の食べ物を買って、「使い切ること」「食べること」が大事です
よく考えて買い物をするのが「かしこい消費行動」だよ
そのため自分でもできることを考えてみよう

買い物する前に
家にある食べ物を確認する
必要な物を必要な数だけ買う

・買い物では「買いすぎない」、料理を作るときは「作りすぎない」、外食では「注文しそうない」、「食べ切る」ことが重要であることに気づかせる。

・「賞味期限」との違いを理解させる。



消費期限とは、未開封のままで、表示された保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」を「過ぎたら食べない方がよい期日」のことです。

お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、傷みやすい食品に表示されています。



参考 賞味期限・消費期限について

消費者庁

「期限表示(消費期限・賞味期限)」



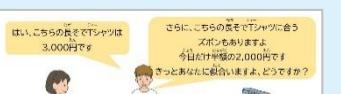
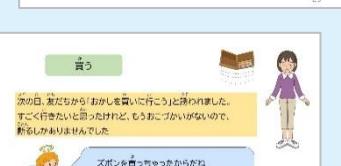
農林水産省

「子どもの食育」



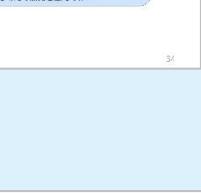
◆自分の意見をもつ

ワークシート「自分の意見をもつ P7」

学習内容・活動	指導上の留意点
 <p>買い物をする上で、自分の意見・意思をもつことの大切さを知る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド27からのシーンに合わせ、自分ならどうするか、自分事として考えさせる。
 <p>人に勧められて必要なものを買った経験があるか、断らなかった結果どうなったか、意見を出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ断れなかったかを考えさせる。
 <p>「断る」というのは、大人でも難しい場合があります。</p> <p>消費者トラブルの中には、「お金がない」と断ると、「お金がなければ借りればいい」などと言い、借金するように持ちかけ、消費者が断れないようにさせるといったケースもあります。</p> <p>「自分には必要ない」「いらない」ときっぱりと断ることが大事です。</p>	

◆自分の意見を伝える

ワークシート「自分の意見を伝える P8-9」

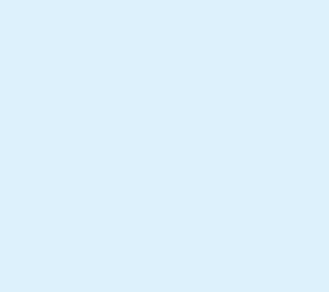
学習内容・活動	指導上の留意点
<p>●買った物が傷んでいたり、すぐに壊れてしまったりしたことがあるか、そのときにどうしたか意見を出し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド33を見せ、自分が買ったカバンに穴が開いていた場合を想定して意見を出し合わせる。 「どのような気持ちになったか」「誰に相談するか」「どうしてほしいか」などの意見を出させる。
 <p>●自分の考えを相手に伝えるにはどうすればうまく伝わるかを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・話を聞く相手側の立場にも立たせ、強く言われたときに、どのような気持ちになるか、意見を出させる。 ・強く言われたときの気持ちを思い出し、怒りに任せた発言に対する相手の気持ちを考えさせ、逆効果であることを認識させる。
 <p>◆伝え方のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ①考え方をまとめる ②おもに意見を伝える ③おもに説明を聞く 	<p>参考 消費者庁 『消費者が意見を伝える』 際のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ひと呼吸、置こう！ 2. 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由を」丁寧に伝えましょう！ 3. 事業者の説明も聞きましょう！ 

<p>自分で解決できないときは、身近な人に相談しましょう</p> <p>36</p>	<p>・なぜ意見を伝えることが大切であるかを理解する。</p>
<p>やつてみよう</p> <p>自分の意見を伝えてみよう 買っただけのハンディ扇風機が動きません。 動かないことをお店の人に伝えてみましょう。</p> <p>○何を買ったか ○いつ買ったか ○どんな状態か ○どうしたいか ・返品したい ・交換したい</p> <p>37</p>	<p>・スライド37の「ハンディ扇風機」の事例を使って、意見を伝えてみる。</p> <p>・スライド33を見て出した意見を思い出させ、製品の事故やトラブルは、受けた自分だけではなく、他の人も同じ思いをする可能性があることを認識させる。</p> <p>・事故やトラブルを報告することにより、他の被害者を出さないことや、製品の改良につながることを理解させる。</p>

◇困ったときは相談する

ワークシート「困ったときは相談する P10」

学習内容・活動	指導上の留意点
<p>鍵の修理・交換やトイレの修理等、日常生活で発生する、特に緊急を要するトラブルを対処するサービスのことを「暮らしのレスキュー」サービスと言います。広告の安価な修理代金を見て修理を依頼したにもかかわらず、実際には高額な修理代金の請求を受けたなどのトラブルが起っています。この場合、高額な修理は訪問販売にあたると考えられ、クーリング・オフが認められることがあります。クーリング・オフの対象になるかどうかの判断に困る場合や、トラブルになったときには、消費生活相談窓口に相談しましょう。</p> <p>・スライド39からの事例を理解し、修理トラブルの事例を知る。</p> <p>・自分だけでは解決できない場合は相談することを理解する。</p> <p>・すると「料金が高すぎるで、消費生活センターに相談してみてはどうか」と言われました。</p> <p>参考 消費者庁 「暮らしのレスキュー」サービスに関する悪質商法にご注意！</p> <p>QRコード</p>	

	<p>・消費生活センターの存在や役割を知る。</p>	<p>・消費生活センターとは、消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理する機関であることを理解させる。</p>
	<p>困ったことがあったら… 消費生活センターに相談しましょう！</p>	<p>参考 大阪府消費生活センター </p>
	<p>やつてみよう 先ほどの水道修理の事例を使って消費生活センターに相談する練習をしてみましょう。</p> <p>いつ どこで なぜ だれから なにを どうしたか どうしたいか</p>	<p>・スライド39からの水道修理の事例を使い、消費生活センターへの相談をシミュレーションし、相談するときに必要な情報を知る。</p>
	<p>やつてみよう 他の事例でも消費生活センターに相談する練習をしてみましょう。</p> <p>インターネットで注文したら、違う種が届いた</p> <p>いつ どこで なぜ だれから なにを どうしたか どうしたいか</p>	<p>・スライド46の通信販売の事例でもシミュレーションし、相談するときに必要な情報を知る。</p>
<p>・通信販売は、店舗で購入するのとは異なり、実際に商品を見ることができないので、より注意が必要であることを理解させる。</p> <p>！ 知つとこ！ 購買 通信販売では、注文したのに届かない、二セモノが届いた、などのトラブルがあります。大幅に値引きされたり、高品質なものが非常に安い価格で売られたりする場合などは注意が必要です。</p>		
		<p>やつてみよう 「おためし広告」の事例を使って消費生活センターに相談する練習をしてみましょう。（注：2024年版「おためし広告」）</p> <p>いつ どこで なぜ だれから なにを どうしたか どうしたいか</p>
	<p>・スライド47のサブスクリプションの事例でもシミュレーションし、相談するときに必要な情報を知る。</p>	<p>！ 知つとこ！ 購買 サブスクリプションとは 定額を支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。</p> <p>「お試し無料」などの無料期間が終わると、自動的に有料サービスに切り替わってしまいます。</p> <p>登録前に「いつまでが無料期間なのか」や、「解約方法」などを確認することが大切です。</p>

◇まとめ

ワークシート「まとめ P11」

学習内容・活動	指導上の留意点
 <p>まとめ かしこい消費行動をとる 上手に買い物をする 自分の意見をもつ 自分の意見を伝える 困ったときに相談する かしこい消費者 消費者市民</p> <p>18</p> <p>・「上手に買い物をする」「自分の意見をもつ」「自分の意見を伝える」「困ったときは相談する」とはどういうことを考え、意見を出す。</p>	<p>・「かしこい消費行動」をとることができる消費者を「かしこい消費者」＝「消費者市民」であることを認識させる。</p> <p>ひびきアドバイス</p> <p>消費者市民の行動は、パワーポイントのスライド内にある行動だけではありません。プラスチックゴミを削減するため「エコバックを使う」、賞味期限が近い商品を選ぶ「てまえどり」なども消費者市民の行動です。消費者市民の行動を実践することが、環境を守り、生産者を支えるなど、持続可能な社会を作る大きな力となります。</p>
 <p>上手に買い物をする人 自分の意見を伝える人 自分の意見をもつ人 困ったときに相談する人 消費者市民(かしこい消費者)がつくる社会 消費者市民社会</p> <p>19</p> <p>・なぜ一人ひとりがかしこい消費者であるべきなのかを考え、さらに一人ひとりの行動がみんなのよりよい未来につながることをイメージする。</p> <p>・消費者市民(かしこい消費者)が集まってできた社会が「消費者市民社会」ということを理解する。</p> <p>・まとめを通じて学習内容を再確認させる。</p>	

教員のみなさまに知っておいていただきたい「クーリング・オフ制度」

＜本ガイドの8ページでご紹介しているクーリング・オフ制度について＞

本教材を用いての授業や生徒から消費者トラブルの相談を受けた際などのご参考に、本ページでは、教員のみなさまに知っておいていただきたいクーリング・オフ制度や手続き、お困りの際のお問合せ先についてご紹介します。ぜひ、ご活用ください。

■クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者トラブルが起きやすい特定の取引について、契約した後でも、一定の期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

書面またはメール、FAXなどで事業者に通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。サービスを受けた場合も対価を支払う必要はありません。

クーリング・オフ期間の例

契約書を受け取った日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

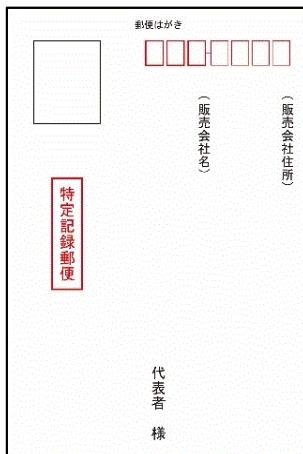
取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入	8日間
エステや英会話教室などの特定継続的役務提供	8日間
いわゆる内職商法などの業務提供誘引販売取引、いわゆるマルチ取引などの連鎖販売取引	20日間

■クーリング・オフができない場合

- ×通信販売(インターネット通販など、広告に明記される返品特約に従います)
- ×自ら出向いた店舗契約
- ×3,000円未満の現金取引
- ×使用した消耗品(健康食品や化粧品など)
- ×自動車 など

契約解除通知書

契約日	年 月 日
商品名・サービス名	
契約金額	円
会社名	
担当者名	
上記日付の契約を解除します	
貰払い金	円を
返金してください。	
年 月 日	



送信

差出人	12345@aaa.ne.jp
宛先	6789@bbb.ne.jp
件名	契約解除通知
販売事業者名 代表者さま	
以下の契約を解除します。	
契約年月日	
商品名	
契約金額	
販売事業者名	
担当者名	
上記日付の契約を解除します。	
なお、支払った申込金 円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。	
年 月 日	
住所	
氏名	

クーリング・オフが可能かどうかや手続きの方法など、消費生活に関するトラブルでお困りの際は専門の相談員へ相談が可能です。

お困りの際は、**消費者ホットライン 188(いやや)番(局番なし)**へお問合せください。お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

イラスト集

イラストは、消費生活に関するイラストを PNG ファイル形式で保存しています。イラストの背景を透過しているため、複数のイラストを組み合せて使用することができます。zip(圧縮)ファイルをダウンロードして、「表示」タブ等でアイコンの大きさを変更していただくと、イラストを探しやすくなります。消費者教育・啓発のための資料作成等にご活用ください。

消費者教育教材

高校生向け消費者教育教材



大阪府消費生活センターホームページ

「高校生期における消費者教育推進事業」アクセス用二次元コード

○高校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民(平成28(2016)年度作成)』

消費生活に関する内容を「商品の安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」「消費者市民社会の構築」に分け、その中でも若者に関連の深い11の項目について、教材を作成しました。コピーして使っていただけるワークシート付きです。

○『モデル授業実践事例集(平成29(2017)年～令和2(2020)年度作成)』

高校生向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』(平成28(2016)年度作成)を活用して「大阪府消費者教育推進モデル校」に指定された府内の高等学校、支援学校において実施したモデル授業の内容をとりまとめています。

○支援学校(高等部)向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』—「お金」と「契約」編(令和4(2022)年度作成)、キャッシュレス編(令和5(2023)年度作成)、SNS編(令和6(2024)年度作成)—

支援学校における消費者教育の推進に役立てていただけるよう、教員等の方々を対象とした「支援学校(高等部)向け消費者教育教材」を作成いたしました。イラストを使いながら楽しく学べる教材となっています。

※支援学校(高等部)向け消費者教育教材『めざそう！消費者市民』—キャッシュレス編—は、(公財)消費者教育支援センターが実施する「消費者教育教材資料表彰 2024」にて優秀賞を受賞しました。

若者向け消費者教育情報サイト



大阪府消費生活センターホームページ

「大阪府若者向け消費者教育情報サイト」アクセス用二次元コード

若者が陥りやすい消費者トラブルやその対処法について、人気のお笑い芸人がコントで演じ、トラブルを防ぐポイントなどをわかりやすく解説しています。消費者教育の授業やホームルームの時間等で広くご活用ください。

消費者市民社会ってな～に？



大阪府消費生活センターホームページ

「消費者市民社会ってな～に？」アクセス用二次元コード

日ごろの行動を振り返りながら、消費者市民社会についてわかりやすく学べるリーフレットです。



消費者教育推進大使 もずやん

めざそう！消費者市民
支援学校(高等部)向け消費者教育教材

指導者用活用ガイド ～「消費者市民社会」編～

ダウンロード
して使える パワーポイントデータ・ワークシート・
アレンジして使用できるイラスト集付き

発 行 大阪府府民文化部消費生活センター【令和8(2026)年1月】
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階
電話 06(6612)7500 FAX 06(6612)0090
監 修 順天堂大学准教授 尾高 邦生
制作委託 公益財団法人関西消費者協会



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。
消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。